

四日市市特定空家等除却費補助金

特定空家等を除却する方に除却費用の一部（**上限50万円**）を補助します！

【補助対象者】

- ・対象となる空家等の所有者又はその相続人

【補助対象】

- ・特定空家等を除却する工事
※除却後は敷地を更地としてください



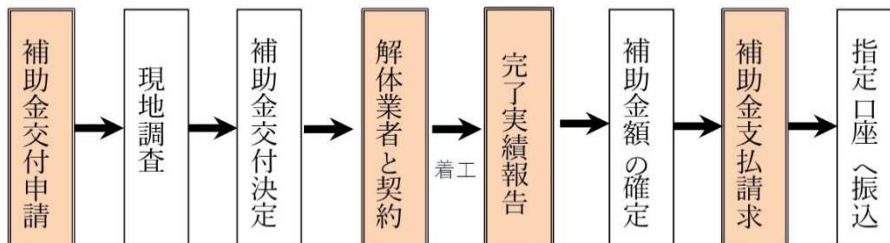
【補助額】

- ・補助対象経費（除却費用）
※門扉や草木等の撤去費を含めることができます
- ・標準除却費※にて算定した額
※国で定められた㎡単価で算出する費用

いずれか低い額の
4/5（上限50万円）

【補助申請の流れ】

申請手続き（ ：申請者 ：市）



【注意事項】

- ・市から補助金の交付決定を受ける前に工事に着手（契約含む）した場合は補助対象になりません。
- ・工事完了後 30 日以内に実績報告書の提出が必要です。（最終期限：申請年度の 3 月 20 日）
- ・他の公的制度による補助金等の支給を受けて行う除却工事と併用はできません。
- ・中止または変更は申請年度の 1 月末までに申請が必要です。
- ・その他、詳細については下記のお問合せ先にご連絡ください。

【お問い合わせ・申請先】

四日市市役所 建築指導課 建築安全・空き家対策係

TEL:059-354-8207 FAX:059-354-8404 E-mail:kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp